

全空連第493号
令和6年2月6日

都道府県空手道連盟理事長 殿
競技団体空手道連盟理事(委員)長 殿

公益財団法人 全日本空手道連盟
専務理事 南澤 徹
(公印省略)

令和6年度公認全国組手審判員講習・審査会の開催について（通知）

平素より当連盟の諸事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習・審査会を別紙要項のとおり実施いたしますので、所属審判員に周知徹底のうえ、申込手続きをお願い申し上げます。

<備考：公認審判員規程の改定について(昨年度からの改定の概要)>

(1) 有効期限切れの扱いについて

以前は特別な事由がない限り、有効期限を過ぎた場合は地区組手審判に降格となっておりましたが、1年間に限ってさかのぼり、有効期限が切れても手数料10,000円を支払えば更新が可能となりました。今回は、有効期限が2024年3月31日の方に限り、通常の更新料に加えて10,000円の手数料を支払えば地区組手審判員へ降格とならず元の期限から3年間有効期限が追加されます。詳細は**別紙『令和6年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）』**をご確認ください。

(2) マスター更新・永年マスター更新について

通常の更新とは別に、「全国組手マスター審判員」「全国組手永年マスター審判員」への更新が可能となりました。詳細は**別紙『マスター審判員制度について』**をご確認ください。

本件担当：石田 航

TEL：03-5534-1951

FAX：03-5534-1952

E-mail：w-ishida@jkf.jp

審査要項

採点は減点方式で行う

各項目につき1つ減点（同じ間違いも加算する）

①得点の正確性(副審)

正確な技に対するポイント、見えない技への旗表示など

②ルールの適用(主審・副審)

ルールの正確な適応、監査との意思疎通など

③位置取り動作(主審)

適正な立ち位置、場外の確認と対応できる位置など

④タイミングと反応(主審)

正確な号令とタイミング、不必要なヤメがないことなど

⑤監査の役割(監査)

正確な役割の実行、場外の確認など

減点(全国審新規)	減点 (A ランク)	判定
-1 点～2 点	0 点～-1 点	2 点
-3 点～4 点	-2 点	1 点
-5 点以上	-3 点以上	0 点

★減点方式で7名の審査員が判定を行う。

C. 全国組手審判員講習・審査会要領(※公認審判員規程 付録より抜粋)

1 講習の進め方

(1) 学科講習

- ①「空手競技規程(組手競技)」及び「全国組手審判員講習会資料」の解説
- ②組手審判員の心構え

(2) 実技講習

- ①ジェスチャー、発声等
- ②組手審判実技(代表者による組手審判実技で講習することを含む。)

2 試験方法

(1) 筆記試験

全日本空手道連盟作成の全国組手審判員用試験を50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう管理する。

(2) 実技試験

受審者が組手審判実技を主審、副審を最低2回行うようにする。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

全空連作成の全国組手審判員用試験(100点満点)を採点する。

(2) 実技試験

- ①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。
- ②審査長は7人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	筆記試験点数	留意点
合格	11点以上	80点以上	
合格	10点	90点以上	筆記試験から10点減点し実技試験点数に1点加点する。
合格	14点以上	70点台	実技試験から3点減点し筆記試験点数に10点加点する。
不合格	上記に該当しない者、実技試験が10点未満あるいは筆記試験が70点未満の者は不合格とする。		

5 その他

- (1) 審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。
- (2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。
- (3) 更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとすることもできる。

D. 全国組手審判員（A級ランク付）講習・審査会要領

1 講習の進め方

- (1) 学科講習
全国組手審判員とおなじ
- (2) 実技講習
全国組手審判員とおなじ

2 試験方法

実技試験とし、受審者が組手審判実技を主審、副審を最低2回行えるようにする。

3 試験の採点方法

- (1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。
- (2) 7人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	留意点
合格	11点以上	
備考	10点	「A級補」として、全日本空手道選手権大会などに審判員として採用することもある。
	10点未満	A級およびA級補により構成された全日本空手道選手権大会等の審判員の総数が不足した場合は、A級ランク付け審査会やこれまでの活動実績を考慮し、常任

		理事会の審議を経て、全日本空手道選手権大会などに審判員として採用することもある。
--	--	--

5 その他

- (1) 審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。
- (2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

令和6年度公認全国組手審判員審査会開催要項

1. 講習・審査会場

(1) 東京会場

期 日：令和6年4月6日（土）・7日（日）
新 規 受 審 者：6日（土）・7日（日）両日
A級ランク受審者：6日（土）のみ
更 新 者：6日（土）のみ
会 場：日本空手道会館
所 在 地：〒135-8538 東京都江東区辰巳 1-1-20
Tel：03-5534-1951
交通案内：東京メトロ有楽町線「辰巳駅」下車1番出口より徒歩5分

(2) 大阪会場

期 日：令和6年4月13日（土）・14日（日）
新 規 受 審 者：13日（土）・14日（日）両日
A級ランク受審者：13日（土）のみ
更 新 者：13日（土）のみ
会 場：エディオンアリーナ大阪（大阪府立体育会館）
所 在 地：〒556-0011 大阪市浪速区難波中 3-4-36
Tel06-6631-0121
交通案内：地下鉄御堂筋線「難波駅」下車

2. 日 程 別 紙

3. 対 象 者

(1) 全国組手審判員新規受審者（次の条件を満たす者）

①公認4段位以上（推薦段位は除く）

②地区組手審判員資格取得後3年以上

（東京会場受審者：2021年4月6日以前取得者）

（大阪会場受審者：2021年4月13日以前取得者）

③空手道歴11年以上（満15歳より数える。）

④満30歳以上（審査日の満年齢）

⑤日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上 ※有効期限切れは不可

(2) A級ランク付受審者（次の条件を満たす者）

①全国組手審判員資格取得者

②日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上 ※有効期限切れは不可

(3) 全国組手審判員更新者（次に該当する者）

①現在の有効期限が、2025年3月31日の者

②現在の有効期限が、2026年3月31日の者

③現在の有効期限が、2024年3月31日の者（要：復活手数料）

*** 日本スポーツ協会の指導者資格をお持ちでない方も全国組手審判員資格の更新は可能です。**

- (4) A級ランク兼更新受審者（次の条件を満たす者）
- ①全国組手審判員資格取得者
 - ②日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上 **※有効期限切れは不可**
 - ③現在の有効期限が、2025年3月31日の者
 - ④現在の有効期限が、2026年3月31日の者
 - ③現在の有効期限が、2024年3月31日の者**(要:復活手数料)**
- (5) 規定講習のみ受講者（次の条件を満たす者）
- ①全国組手審判員資格保有者
 - ②上記(2)～(4)に該当しない者

注) 2023年度日本スポーツ協会公認空手道コーチ1養成講習会修了者についても、全国組手審判員及びA級ランク付けの受審をお認めします。受審申込時に養成講習会実施都道府県連盟発行の指導員養成講習会専門科目修了証の写しを提出してください。

4. 受講料

- | | |
|-----------------|---|
| (1)全国組手審判員新規受審者 | 25,000円 |
| (2)A級ランク付受審者 | 25,000円 |
| (3)全国組手審判員更新者 | 35,500円 |
| | <u>(受講料 25,000円+更新料 10,000円+新会員証発行手数料 500円)</u> |
| (4)更新兼A級ランク付受審者 | 35,500円 |
| | <u>(受講料 25,000円+更新料 10,000円+新会員証発行手数料 500円)</u> |
| (5)規定講習のみ | 5,000円 |

* A級ランク付受審者(2025.3.31で満65歳未満の者)

* 一旦納入した受講・審査料は返却しません。

5. 申込方法
- (1) 都道府県・競技団体事務局で申込書及び受講・更新料を取りまとめ受講・審査会申込者名簿を作成のうえ、一括して申込んでください。
※書類とあわせてExcelデータを下記アドレスにお送りください
※書類、Excelデータの提出と入金確認のいずれかに不備があった場合は受理できませんので予めご承知おきください。
- (2) 会員更新手続き中の方は証明書を添付してください。
- (3) 2023年度日本スポーツ協会公認空手道コーチ1養成講習会専門科目修了者は養成講習会実施都道府県連盟発行の修了証を申込書と合わせて提出してください。
- (4) 新規及びA級ランク付受審者は返信用封筒（長3形封筒とし、住所氏名を書き**(84円切手を貼付)**を必ず同封してください。
※ 受講・受審資格及び新規・A級ランク付受審者の返信用封筒については、各団体で切手の貼付及び金額の不足等、十分にご確認のうえ、申込んでください。
※ 受講・受審者の遅刻・早退は認めません。

(申込先) 宮城県空手道連盟 事務局長 織田 達哉

メール申込 (申込書データ) oda@sendai-johnan.ed.jp

(振込先) 送金口座 郵便振替口座

口座番号 02220-4-140831

口座名義 宮城県空手道連盟

6. 申込期限 **メール Excel データ : 令和6年3月3日 (日) 厳守**

7. 講習・審査内容 (1) 新規受審者 規定講習、筆記試験・実技試験
(2) A級ランク付受審者 規定講習、実技試験
(3) 更新者 規定講習 (初日のみ)
(4) 更新兼A級ランク付受審者 規定講習、実技試験
(5) 規定講習のみ 規定講習 (初日のみ)

8. 携 帯 品 笛、空手競技規定、審判員シューズ、筆記用具
(新規受審者は、鉛筆・消しゴム)
※筆記試験をマークシート方式にしております。
新規受審者は必ず鉛筆と消しゴムをご持参ください。

9. 服 装 審判員の服装

10. その他

(1) 宿泊・飲食施設

日本空手道会館付近には、宿泊施設及び多人数が利用できる飲食施設がありません。

★宿泊については別紙にて、各自直接ホテルへお申し込みください。

(2) 合格者の発表はホームページにて掲載いたします。当連盟への直接の問い合わせには
お答えできませんのでご了承ください

(3) A級合格者で国スポ及び全日本大会で審判員をする者は、後日通知する研修会を受講
することを原則とします。

(4) 令和6年4月1日施行の「全国組手マスター審判員」「全国組手永年マスター審判員」
については別紙をご確認ください。

公益財団法人全日本空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和6年度に資格更新をする者（全国・地区・都道府県）

	2024年		2025年		2026年		2027年		2028年		2029年	
	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1	3/31	4/1
	(2024年度)		(2025年度)		(2026年度)		(2027年度)		(2028年度)		(2029年度)	
現在の有効期限												
① 2024年3月31日以前の者 (未更新者降格)	→ (都道府県・地区協で、審判員講習を1回以上受講してから再受審)											
①' 2024年3月31日の者 ※復活手数料10,000円を納入した場合	←		←		←		←		←		←	
	1年		2年		3年		新有効期限 (2027.3.31)					
② 2025年3月31日の者 (期限内に更新)	→		→		→		→		→		→	
	0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2028.3.31)			
③ 2026年3月31日以降の者 (期限内に更新)	→		→		→		→		→		→	
	0年		0年		1年		2年		3年		新有効期限 (2029.3.31)	

- (注) 1. ②の者は2024年度内に更新をしなければ、2025年4月1日以降は降格の対象となる。
 2. 2024年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)
 3. 2027年3月31日が有効期限の者が2024年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2029年3月31日となる。
 4. ①'有効期限が2024年3月31日の者については、復活手数料10,000円を納入することで更新が可能となる。ただし、新有効期限は2027年3月31日となる。

マスター審判員制度について

定年 65 歳か各都道府県連等の定年のどちらか高いほうを超えた審判員については、その更新時に以下の資格を選択することができる。

①永年マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※永年マスター審判員は有効期限がなく、更新の義務はない。

(更新講習会への参加は不要)

※永年マスターへの更新は 10,000 円とする。地区で全国永年マスター更新をしたら 5,000 円をその地区へ還元する。

※いずれの大会においても審判員はできない。

※永年マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

②マスター全国(または地区)組手(または形)審判員

※有効期限は 3 年間とする。

※該当の更新講習会に参加し、更新を行う。

※マスターへの更新料は受講料を含めて 15,000 円とする。地区で全国マスター更新をしたら、5,000 円をその地区へ還元する。

※主催者が認めた場合、審判を務めることができる。

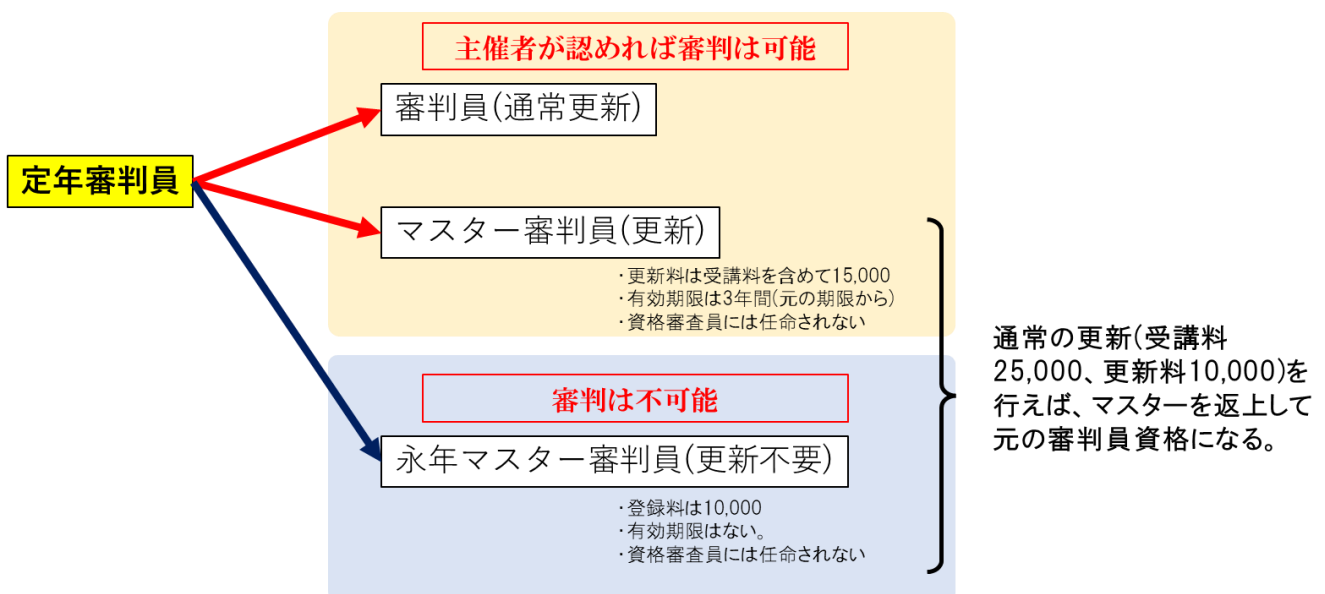
※マスター審判員資格では資格審査員に任命されない。

③従来通りの、全国(または地区)組手(または形)審判員

★通常の更新を行えば、元の審判員資格となる。

★マスター審判員の更新切れは該当の永年マスター審判員に移行する。

★都道府県審判はマスターの対象外。



現行	改定案	備考
<p style="text-align: center;">第3章 雑 則</p> <p>(なし)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 雑 則</p> <p><u>(永年マスター審判員)</u></p> <p><u>第33条 第15条及び第30条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の各号の資格(以下、「各種永年マスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。</u></p> <p><u>(1) 永年マスター全国組手審判員</u></p> <p><u>(2) 永年マスター全国形審判員</u></p> <p><u>(3) 永年マスター地区組手審判員</u></p> <p><u>(4) 永年マスター地区形審判員</u></p> <p><u>2. 各種永年マスター審判員資格の登録料等は別に定める。</u></p> <p><u>3. 各種永年マスター審判員資格の有効期限は存在しない。</u></p> <p><u>4. 各種永年マスター審判員資格保持者は、第15条第2項及び第30条第2項の対象とはならず、全空連、地区協議会又は都道府県連盟(区都市連盟を含む。)の主催する競技会において、審判員を委嘱することはできない。</u></p> <p><u>(マスター審判員)</u></p> <p><u>第34条 第15条及び第30条に規定する定年もしくは該当の審判員が所属する加盟団体が定める審判員の定年のうち、年齢が高いほうの定年を迎えた審判員は、本人の希望により次の</u></p>	

各号の資格(以下、「各種マスター審判員資格」という。)を得ることができる。ただし、定年となったときに都道府県審判員資格であった場合はこれを認めないものとし、都道府県審判員でなかった場合については保持していた審判員資格を失う。

(1) マスター全国組手審判員

(2) マスター全国形審判員

(3) マスター地区組手審判員

(4) マスター地区形審判員

2. 各種マスター審判員資格の登録料等は別に定める。

3. 各種マスター審判員資格の更新については第4条または第19条に従うものとし、その有効期限は3年間とする。

4. 各種マスター審判員資格の有効期限内に更新を行わなかった場合は、第5条、第5条の2、第20条、第20条の2を準用する。ただし、資格の格下げは行わず、該当する各種永年マスター審判員資格に移行するものとする。

(マスター審判員資格等の破棄等)

第35条 各種永年マスター審判員資格及び各種マスター審判員資格は、第4条または第19条に規定する更新を行うことで、これを破棄し定年時の審判員資格を得ることができる。この場合、有効期限は第3条または第18条に従う。

2. 前項において、各種永年マスター審判員資格保持者は、定年時の審判員資格ではなく各種マスター審判員資格を得ることもできる。

●資格審査規程

現行	改定案	備考
<p>別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）</p> <p>（注）当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）</p> <p>（注 <u>1</u>）当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。</p> <p><u>（注2）各種永年マスター審判員資格、各種マスター審判員資格保持者はこの別表の資格から除外する。</u></p>	<p>・各種永年マスター、各種マスター審判員は資格審査員に任命しない。</p>